

24川監公第9号

平成24年11月12日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年3月26日付け24川監公第3号で公表した定期監査及び同日付24川監公第4号で公表した定期監査（工事監査）の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 松川欣起

同 奥宮京子

同 東正則

同 石川建二

平成24年 9月28日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成24年3月26日付け24川監報第2号で提出のありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成23年度定期監査結果に対する措置状況

1 国民健康保険料等について適正に事務を行うべきもの

(1) 不達返戻となった納入通知書等の処理を適正に行うべきもの

ア 公示送達を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

不達返戻となった納入通知書又は督促状についてみたところ、公示送達を行っていなかった。公示送達の手続を適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、「国民健康保険料に係る賦課徴収等関係書類の公示送達等事務処理要領」に基づき、一部を除き、公示送達を実施しました。

その他のものにつきましても、速やかに対応を図ります。

また、適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。
(川崎、高津、宮前区役所区民サービス部保険年金課、川崎区役所大師、
田島支所区民センター)

イ 要領に基づき事務処理を行うべきもの

[指摘の要旨]

要領において作成することとされている不達返戻書類管理簿、不達返戻処理票及び書類送達決裁簿について、全て又は一部作成していなかった事例、必要事項の記載及び決裁が漏れていた事例があった。同要領に基づき適正に事務を行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、「国民健康保険料に係る賦課徴収等関係書類の公示送達等事務処理要領」に基づき、一部を除き、不達返戻書類管理簿、不達返戻処理票及び書類送達決裁簿について作成しました。

その他のものにつきましても、速やかに対応を図ります。

また、適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。
(川崎、幸、高津、宮前、多摩、麻生区役所区民サービス部保険年金課、
川崎区役所大師、田島支所区民センター)

(2) 還付事務を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

還付事務についてみたところ、台帳等により還付金の受領未済分の管理が行われておらず、受領未済者及び受領未済額の把握がされていなかった。

また、過誤納金還付通知書が不達返戻となった者についての調査及び公示送達の手続を行っていない事例があった。

還付金の受領未済分の管理が適切に行われるよう台帳等を整備するとともに、還付通知書が不達返戻となった者に対する調査及び公示送達の手続を適正に行われたい。

なお、健康福祉局地域福祉部収納管理課においては、各区役所における還付事務が確実かつ統一的に行われるよう事務処理要領の作成等を検討されたい。

[措置内容]

指摘事項については、台帳等の整備や調査を進めました。

また、還付金の受領未済分の管理、受領未済者への請求勧奨、還付通知書の不達返戻に係る調査及び公示送達手続等の還付・充当事務を適正に実施できるように、「国民健康保険料過誤納金還付・充当事務処理要領」を作成し、各区長あて通知しました。

なお、確実かつ統一的な事務処理が行えるように、関係職員に周知徹底を図りました。

(健康福祉局地域福祉部収納管理課、全区役所区民サービス部保険年金課、川崎区役所大師、田島支所区民センター)

(3) 調定、督促等を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

資格喪失者に対する返還請求事務及び第三者に対する請求事務についてみたところ、調定を行わずに納入通知を行っていた。このうち、納入されたものは納入後に調定を行っていたが、納入されていないものは調定を行っていなかった。また、未納者に対して督促及び催告を行っていなかった事例があった。

調定は、納入通知の前に行うとともに、未納者に対する督促及び催告を適正に行われたい。

なお、健康福祉局地域福祉部保険年金課においては、各区役所における調定、催告等の事務が適正かつ統一的に行われるよう指導されたい。

[措置内容]

不当利得返還金並びに第三者行為求償金の調定については、平成24年度分から、請求の際に調定する運用に改めるとともに、未調定となっている請求が整理簿に登載され、その合計額について調定を行っています。

また、不当利得返還請求に係る督促・催告については、平成24年5月から毎月実施する運用に改善し、通知にて指導を行いました。

今後はこの通知に基づき、適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

(健康福祉局地域福祉部保険年金課、全区役所区民サービス部保険年金課、川崎区役所大師、田島支所区民センター)

2 墓地管理手数料について適正に事務を行うべきもの

(1) 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

墓地管理手数料の収納状況についてみたところ、納付遅延に伴い延滞金が発生しているものについて、霊園管理システムが延滞金徴収に係る事務に対応していないことなどから、その延滞金の徴収を行っていなかった。

納期限内における適正な納付及び納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、霊園管理システムの改修を行うなど、条例に基づき延滞金の徴収を適正に行われたい。

[措置内容]

墓地管理手数料の収納状況等を管理している現行の霊園管理システムには、延滞金徴収に係る機能がないことから、平成24年度中に、管理料滞納者が滞納金の支払いをした時点で、延滞金が計算され、納付書が作成されるよう霊園管理システムを改修し、平成25年度から適正な延滞金の徴収を行います。

(2) 不達返戻となった納入通知書等の処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

不達返戻となった墓地管理手数料に係る納入通知書及び督促状についてみたところ、公示送達は行われていなかった。

納入通知等は、債権の確定や時効中断などの効力があり、その効力は通知が相手方に到達した時から生じる。このため、送達を受けるべき者の住所が明らかでない場合などには、収入確保等の観点からも、公示送達は有効な手続である。

不達返戻となった納入通知書等について、公示送達を行うなど債権の確保に必要な手続を適正に行われたい。

[措置内容]

墓地管理手数料を管理している現行の霊園管理システムには、不達返戻となった納入通知書等に係る機能がないことから、平成24年度中に公示送達に係る機能を備えた霊園管理システムに改修し、25年度から不達返

戻となった納入通知書、督促状について、公示送達を行い適正な債権確保の管理に努めます。

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

3 介護保険料について適正に事務を行うべきもの

(1) 延滞金の徴収手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

延滞金の生じた介護保険料の納付義務者について、延滞金の徴収手続を行っていない事例があった。

納期限内における適正な納付及び納期限内に納付した者との公平性を確保する観点から、介護保険条例に基づき延滞金の徴収手続を適正に行われたい。

[措置内容]

介護保険料の延滞金については、介護保険システムにより随時出力される「延滞金候補者リスト」に掲載され、延滞金の生じたすべての納付義務者に延滞金納付書を発送することとしました。

今後は、川崎市介護保険条例第15条に基づいた適正な延滞金の徴収管理に努めます。

(川崎区役所保健福祉センター高齢者支援課、田島地区健康福祉ステーション)

(2) 還付手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

年金から特別徴収をされた介護保険料について、被保険者の死亡により過誤納金が生じる場合は、特別徴収義務者からの通知に基づいて還付手続を行っている。

しかしながら、特別徴収義務者からの通知がなかった場合に、長期間にわたって過誤納金の還付手続を行っていない事例があった。

過誤納金を遅滞なく還付するためにも、特別徴収義務者に対して定期的に確認を行うなど還付手続を適正に行われたい。

[措置内容]

過誤納金については、特別徴収義務者に照会等を行い、還付手続を行いました。

今後、過誤納金を遅滞なく還付するために、特別徴収義務者に対して年1回以上の確認を行い、未処理となっている案件がないように注意を払い、還付手続の適正処理に努めます。

(川崎区役所大師地区健康福祉ステーション、幸、多摩区役所保健福祉センター高齢者支援課)

(3) 不達返戻となった納入通知書等の処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

不達返戻となった介護保険料に係る納入通知書、督促状及び還付通知書兼請求書についてみたところ、公示送達は行われていなかった。

納入通知等は、債権の確定や時効中断などの効力があり、その効力は通知が相手方に到達した時から生じる。このため、送達を受けるべき者の住所が明らかでない場合などには、収入確保等の観点からも、公示送達は有効な手続である。

不達返戻となった納入通知書等について、公示送達を行うなど債権の確保に必要な手続を適正に行われたい。

[措置内容]

現状の介護保険システムでは納期限の変更に対応することが難しいため、現在、返戻郵送物は「居所不明者にかかる資格喪失等に関する事務処理要領」により実地調査等を行い、不現住と認定した場合は資格を喪失させることで対応していますが、納期限の変更に対応した新システムの稼動に合わせて公示送達を実施します。

なお、公示送達実施に当たっては、統一して実施する必要がありますので、手順等を定めた要綱等を整備します。

(全区役所保健福祉センター高齢者支援課、川崎区役所大師、田島地区健康福祉ステーション)

4 公園使用料の延滞金を適正に徴収すべきもの

[指摘の要旨]

平成22年度行政監査において、ふれあいネットシステムの所管部署とそれを使用する施設の各所管部署に対し、未収の使用料の徴収率の向上に向けた体制を確立するとともに、発生した延滞金を適正に徴収するように要望したところである。

しかしながら、公園使用料の収納に係る事務についてみたところ、延滞金を徴収していなかったことから適正に徴収されたい。

[措置内容]

指摘事項につきましては、該当者へ延滞金通知を発送し、一部収納を確認しました。

また、延滞金の適正な徴収について、関係職員に周知徹底を図りました。

(川崎、麻生区役所道路公園センター管理課)

5 繰越調定事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

墓地管理手数料、生活資金貸付金収入及び老人保護措置費負担金の繰越調定事務についてみたところ、次のような事例があったので、適正な管理に努められたい。

[指摘の要旨]

- (1) 墓地管理手数料について、総合財務会計システム上で処理された繰越調定額及び不納欠損額に対し、霊園管理システムにおいて収納処理がされなかったことなどにより収入未済額が誤っていた事例

[措置内容]

平成24年度内の霊園管理システムの改修に伴い手作業で行っていた業務をシステム化することにより改善を図ります。

(建設緑政局緑政部霊園事務所)

[指摘の要旨]

- (2) 生活資金貸付金収入について、総合財務会計システム上の繰越調定額と福祉総合情報システム上の繰越額が一致していなかった事例

[措置内容]

繰越額の不一致については、原因等の確認を行い、判明したものについ

ては適切な調定額に修正し、原因が判明しないものは引き続き調査を行い、修正します。

今後は、繰越内容について、十分な確認を行い、不一致が生じないよう関係職員に周知徹底を図りました。

(川崎区役所保健福祉センター保護第1課、大師地区健康福祉ステーション、幸区役所保健福祉センター保護第1課、中原、高津、宮前、多摩、麻生区役所保健福祉センター保護課)

[指摘の要旨]

- (3) 老人保護措置費負担金について、福祉総合情報システムにおいて過年度の過誤納金を現年度の未納分に充当し、又は現年度の過誤納金を還付したものの、総合財務会計システムにおいて処理されていなかったことなどにより、繰越調定額等が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な金額に修正を行うとともに、過年度還付の必要なものについても、手続を行いました。

今後は、定期的な確認を行い、規則に基づき適正に債権を管理します。

(宮前、多摩区役所保健福祉センター高齢者支援課)

[指摘の要旨]

- (4) 老人保護措置費負担金について、出納閉鎖後の過誤納金を払い戻すときは現年度の歳出から執行すべきところ、現年度の歳入から戻出したため繰越調定額が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、適正な金額に修正を行いました。

今後は、規則に基づき適正な事務に努めます。

(宮前区役所保健福祉センター高齢者支援課)

6 不納欠損処分を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

老人保護措置費負担金及び高額介護サービス費返還金の債権管理について

みたところ、時効により債権が消滅しているにもかかわらず不納欠損処分が行われていない事例があった。不納欠損処分を適切に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適正に不納欠損処分を行いました。

今後、ガイドラインに基づき、不納欠損処分を適切に行います。

(宮前区役所保健福祉センター高齢者支援課)

7 予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履行させ、後日、予算執行伺等の日付を遡って処理していた事例があった。予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

(建設緑政局総務部庶務課、同技術監理課、緑政部緑政課、道路河川整備部道路整備課、同河川課、川崎区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域保健福祉課、田島支所区民センター、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、中原区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、多摩区役所道路公園センター管理課)

[指摘の要旨]

また、相当長期間（6か月以上）にわたり遡っていたものや支出が遅れていたものもあったので、これらについては、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

(健康福祉局生活保護・自立支援室、幸区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、宮前区役所まちづくり推進部地域振興課、道路公園センター管理課、多摩区役所保健福祉センター保護課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課)

[措置内容]

指摘事項については、適切な予算執行及び契約事務の再確認を行うこと、

事務処理に対して十分な準備期間を設ける等の計画的かつ適正な事務執行を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

8 物品購入等の契約を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

定められた限度額を超える契約については、財政局資産管理部契約課へ契約依頼しなければならないとされ、物品等について一括発注とすべきところ、分割して起案している事例があった。物品購入等の契約について適正に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、適切な契約事務を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、自転車対策室、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、大師支所区民センター、幸区役所道路公園センター管理課、中原区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課、高津区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター管理課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、麻生区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、道路公園センター管理課)

9 事業残地の不法占拠対策を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

事業残地の管理状況についてみたところ、長期間にわたり隣接地住人の自動車駐車場及び月極駐車場の一部として不法に使用されている事例があった。

所管部局においては、売買交渉を行っていたものの平成20年度以降は進展がみられていない。

不法占拠対策については、平成23年5月に川崎市不法占拠対策基本方針が策定されており、この方針の趣旨も踏まえつつ、不法占拠状態の速やかな解消に向けて適切な対応を図られたい。

[措置内容]

指摘事項については、当該土地の買取りを依頼するため、隣接地住人と交渉を行いました。

隣接地住人は、不法占拠状態であることは理解しており、買取りの意思も確認できましたが、金銭的に困難である旨を主張されているため、分割払い等の検討を行っています。

今後、価格提示を行い、交渉を進め、不法占拠の解消に努めます。

(建設緑政局道路河川整備部道路整備課)

10 各種団体の会計業務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本市職員が従事している各種団体の所有に属する現金の会計業務について、次のような事例があったので、運用基準に沿って適正に行われたい。

[指摘の要旨]

- (1) 運用基準第3条で会計業務は公金に関する取扱いに準じて行われなければならないとされているが、職員による立替払がなされていた事例

[措置内容]

指摘事項については、運用基準に基づき適正な現金管理、会計業務を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部日吉出張所、高津、多摩区役所まちづくり推進部地域振興課、麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

[指摘の要旨]

- (2) 運用基準第4条で現金の出納に当たっては、各種団体から交付される指示書に基づかなければならないとされているが、指示書が作成されていなかった事例、指示書が現金の出納後に作成されていた事例又は指示者の印が押印されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、運用基準に基づき、指示書を作成し、指示書により現金の出納を行うよう改善を図りました。

また、運用基準に基づき適正な会計業務を行うよう、関係職員に周知徹

底を図りました。

(建設緑政局計画部企画課、道路河川整備部河川課、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、大師支所区民センター、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部地域振興課、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、保健福祉センター地域保健福祉課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部向丘出張所、多摩、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

[指摘の要旨]

- (3) 運用基準第5条で作成しなければならないとされている現金出納簿について作成されていなかった事例又は記載が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、運用基準に基づき、現金出納簿を作成しました。

また、運用基準に基づき適正な会計業務を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(建設緑政局道路河川整備部河川課、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、田島支所区民センター、中原区役所まちづくり推進部企画課)

[指摘の要旨]

- (4) 運用基準第6条で会計年度ごとに1回以上行わなければならないとされている局長による検査が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、運用基準に基づき、局長検査を実施しました。

また、運用基準に基づき適正な会計業務を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(建設緑政局計画部企画課)

11 その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、反復して発生しているなど再発防止に努めるべきものがあつたので、財務関係法令等に基づき適正

な事務手続が行われるよう周知徹底を図りたい。

なお、その概要は次のとおりである。

(1) 公園内行為使用料を適正に徴収すべきもの

[指摘の要旨]

公園内行為許可の際に使用料を徴収せず、未納となっていた事例

[措置内容]

使用料の徴収については、許可前に徴収を行うことで未納が生じることのないよう、改善を図りました。

未納分については、納付書の送付を行い、一部徴収を確認しました。

未徴収については、引き続き督促及び催告を適切に行います。

(川崎、中原区役所道路公園センター管理課)

(2) 還付及び充当の事務手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

過納となった介護保険料の還付及び充当の事務手続が長期間にわたり行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項について、同様の事例が生じた場合は、早急に原因を調査し、遅滞なく還付手続を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(川崎区役所田島地区健康福祉ステーション)

(3) 督促を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

生活保護費返還金について、一部の督促が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、「生活保護費返還金個人別徴収簿」と督促状発行リストを複数人で照合するなど、督促漏れがないよう事務を改めました。

また、関係職員に周知徹底を図りました。

(幸区役所保健福祉センター保護第1課)

(4) 催告及び折衝経過の記録を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

河川敷占用料及び水路敷占用料について、催告が行われていなかった事例及び折衝経過の記録が残されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、文書、電話及び訪問による催告を行い、一部債権の回収を確認しました。

今後も収入状況を適宜確認し、電話及び訪問による連絡を行い、折衝や催告を行った際は、折衝記録簿等を作成します。

また、過去の事務処理により生じた二重の伝票であるものについては、変更調定により修正処理を行いました。

今後、督促手続に当たっては、規則を遵守することを関係職員に周知徹底を図りました。

(建設緑政局道路河川整備部河川課)

(5) 釣銭資金の交付を受けるべきもの

[指摘の要旨]

特殊車両通行許可申請手数料の収納事務に当たり、釣銭資金の交付を受けず、職員の私費を釣銭として使用していた事例

[措置内容]

指摘事項については、釣銭資金の交付を受け、金銭会計規則に基づき釣銭資金保管簿で適正に管理するよう改めました。

今後は、規則に基づく適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

(建設緑政局道路管理部路政課)

(6) 支払期限内に支払すべきもの

[指摘の要旨]

対価の支払時期を書面により明らかにしていない契約について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき相手方の支払請求日から15日以内に支払をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、支払時期を厳守すること、迅速に支払処理を進めること等、関係職員に周知徹底を図りました。

(建設緑政局総務部技術監理課、緑政部公園緑地課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部管理課、道路河川整備部道路施設課、同河川課)

(7) 協議会出席負担金等の前渡金の事務処理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

立替払を行っていた事例又は用件終了後7日以内に精算をしていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、事前に前渡金の事務処理日程を確認すること等により、適正な事務処理を行うよう改めました。

また、規則に基づき適正な事務処理を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

(8) 概算払の精算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

委託事業の精算において正確な決算報告書を徴していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、法人に精算方法の誤りについて説明を行い、決算報告書が再提出され、法人より余剰金が納入されました。

委託契約については、必要事項を記載した仕様書に改善し、契約を行いました。

(麻生区役所まちづくり推進部地域振興課)

(9) 適正な年度区分で歳出予算を執行すべきもの

[指摘の要旨]

報償費又は需用費について、その支出負担行為をした日又は履行を確認

した日の属する年度の歳出予算で執行すべきところ、翌年度の歳出予算で執行していた事例

[措置内容]

歳出予算の年度区分については、履行された年度の予算で支出するよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(高津、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

(10) 時間外勤務手当に係る申請手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 時間外勤務に係る申請手続を誤ったことにより時間外勤務手当の支給額に誤りがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、不支給分の追加支給及び誤支給額の戻入の手続を行いました。

(川崎区役所区民サービス部区民課、麻生区役所保健福祉センター高齢者支援課)

[指摘の要旨]

イ 時間外勤務の命令申請の手続を行わずに結果申請の手続のみを行っていた事例

[措置内容]

時間外勤務に係る決裁については、服務規程に従って適切に命令申請を行うよう、関係職員に周知徹底を図りました。

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課、中原区役所区民サービス部区民課、高津区役所まちづくり推進部総務課、同企画課、区民サービス部区民課、宮前区役所まちづくり推進部企画課、同地域振興課、区民サービス部区民課、同向丘出張所、保健福祉センター地域保健福祉課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部生田出張所、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、保健福祉センター衛生課)

(11) 契約内容を見直すべきもの

[指摘の要旨]

委託契約において受託者が行うとされているチケット販売等に係る業務を市が行っていた事例

[措置内容]

今後、委託契約を行う際は、契約内容について十分に精査した上で適正に執行するよう関係職員に周知徹底を図りました。

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

(12) 仕様書に基づき書類の提出を求めるべきもの

[指摘の要旨]

ア 庁舎管理等の委託業務に係る業務計画書又は業務従事者の配置計画表について仕様書に定めるとおりに提出させていなかった事例

[措置内容]

業務計画書については、契約業者に提出期限について厳守するよう指導し、提出を徹底しました。

(川崎、多摩区役所まちづくり推進部総務課)

[指摘の要旨]

イ 運動施設の管理、清掃等の委託業務において仕様書に定める施設日報の一部を提出させていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、仕様書に基づき、受託業者に施設日報の提出を求めるよう改善しました。

(中原区役所道路公園センター管理課)

(13) 指定管理施設の臨時休館について適切な手続を行うべきもの

[指摘の要旨]

スポーツ施設を臨時に休館する際の承認手続を適切に行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、今後においてスポーツ施設の条例等の定めと異なる取扱いを行うときは、書面により行うこととし、その変更手続を適切に

行います。

今後も、市民サービスを重視した施設運営を行っていくよう指定管理者に対し指導、監督をしてまいります。

(中原、多摩区役所まちづくり推進部地域振興課)

(14) 備品管理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園)

イ 物品不用処分を行っていなかったことにより、廃棄した物品が出納簿に登載されていた事例

(健康福祉局地域福祉部地域福祉課、同保険年金課、建設緑政局緑政部公園管理課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課、道路河川整備部道路整備課、同道路施設課、自転車対策室、川崎区役所まちづくり推進部企画課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同保護第1課、同衛生課、大師地区健康福祉ステーション、田島支所区民センター、田島地区健康福祉ステーション、道路公園センター管理課、幸区役所区民サービス部区民課、同保険年金課、保健福祉センター地域保健福祉課、中原区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、同保険年金課、保健福祉センター高齢者支援課、高津区役所保健福祉センター保護課、同衛生課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、同保険年金課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同高齢者支援課、同保護課、道路公園センター管理課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、区民サービス部区民課、同生田出張所、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、麻生区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同高齢者支援課、同衛生課、道路公園センター管理課)

ウ 所在不明となっていた事例

(建設緑政局総務部庶務課、計画部企画課、道路管理部路政課、道路河

川整備部河川課、同公共用地課、幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、道路公園センター管理課、中原区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター地域保健福祉課、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課)

エ 保管換えの手續が行われていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部保険年金課、建設緑政局道路管理部用地調整課、川崎区役所まちづくり推進部企画課、高津区役所区民サービス部橘出張所、多摩区役所保健福祉センター保護課)

オ 備品票が貼付されていなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、川崎区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域保健福祉課、田島支所区民センター、田島地区健康福祉ステーション、幸区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、道路公園センター管理課、中原区役所まちづくり推進部地域振興課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター保健福祉サービス課、同高齢者支援課、同保護課)

カ 異なる備品票が貼付されていた事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課)

キ 使用者及び使用区分の決定がされていなかった事例

(建設緑政局計画部企画課、同広域道路課、緑政部公園管理課、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部用地調整課、道路河川整備部道路整備課、同道路施設課、同公共用地課、同南部都市基盤整備事務所、自転車対策室、宮前区役所まちづくり推進部総務課、同企画課、同地域振興課、区民サービス部区民課、保健福祉センター保健福祉サービス課、同保護課、同衛生課、道路公園センター管理課、麻生区役所保健福祉センター保護課)

ク 備品の使用者が変更されていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部収納管理課、建設緑政局計画部企画課、緑政部緑政課、同公園管理課、同公園緑地課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路河川整備部道路整備課、自転車対策室、高津区役所保健福祉センター保護課、道路公園センター管理課、宮前区役所まちづくり推進部総務課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、同

企画課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、道路公園センター管理課、麻生区役所まちづくり推進部地域振興課、区民サービス部区民課、保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課)

ケ 備品の貸付けに際し、規則で定める物品預り書を徴していなかった事例

(建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

コ 購入物品について出納簿への登載を行っていないかった事例

(川崎区役所保健福祉センター衛生課、中原区役所区民サービス部区民課)

サ 出納簿に登載されている品名に誤りがあった事例

(高津区役所区民サービス部保険年金課)

シ 複数の備品を一つの備品として一式で登載していた事例

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

ス 同一の備品について出納簿に重複して登載していた事例

(宮前区役所まちづくり推進部企画課)

[措置内容]

指摘のあった備品の管理については、適切な事務処理を行いました。

今後は、適正な備品管理に努めます。

(15) 消耗品の調達管理事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 切手、薬品、乗車券等について、総合財務会計システムによる管理がされていないかった事例

(建設緑政局自転車対策室、川崎区役所保健福祉センター衛生課、幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課、高津区役所まちづくり推進部総務課、保健福祉センター地域保健福祉課、同衛生課、宮前区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課、麻生区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、同保護課)

イ 印紙、切手、薬品、乗車券等について、物品交付請求手続を行っていないかったことなどにより、出納簿と現存数が一致しなかった事例

(健康福祉局地域福祉部保険年金課、建設緑政局緑政部緑政課、同公園

管理課、同公園緑地課、同多摩川施策推進課、同霊園事務所、同夢見ヶ崎動物公園、道路管理部路政課、道路河川整備部道路施設課、同公共用地課、川崎区役所まちづくり推進部企画課、保健福祉センター地域保健福祉課、同保健福祉サービス課、同衛生課、道路公園センター管理課、高津区役所まちづくり推進部総務課、道路公園センター管理課、宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課、同保護課、多摩区役所まちづくり推進部総務課、同地域振興課、保健福祉センター衛生課)

ウ 切手について1か月以内の所要数量を超えて帳簿外で管理されていた事例

(高津区役所区民サービス部橘出張所、宮前区役所区民サービス部区民課、麻生区役所保健福祉センター衛生課)

エ 当面使用する見込みのない切手を保有していた事例

(健康福祉局地域福祉部保険年金課、生活保護・自立支援室)

オ 一般会計及び特別会計で購入した切手について会計別に管理されていなかった事例

(健康福祉局地域福祉部長寿医療課)

[措置内容]

指摘のあった消耗品の管理については、適切な事務処理を行いました。今後は、適正な管理に努めます。

(16) 催告手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

自動車臨時運行許可事務について、期限までに返納されない番号標の催告手続を要領に定めるとおりに行っていなかった事例

なお、相当の期間を経過しても返納されないものについては、適切に無効告示手続等を行われない。

[措置内容]

指摘事項については、返納依頼の通知を送付し、その後、連絡がない場合には、電話催促・現地調査を行いました。

その結果、紛失等により返納されない場合には、現物弁済相当額を弁償させるとともに、現物弁済相当額弁償分及び未返納分については無効告示

手続を行いました。

今後は、「川崎市自動車臨時運行許可事務取扱要領」に基づき、適正な処理を行うよう関係職員に周知徹底を図りました。

(多摩区役所区民サービス部区民課)

(17) 会計職員の任命手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

ア 金銭出納員又は物品出納員を任命していなかった事例

(建設緑政局緑政部夢見ヶ崎動物公園、道路河川整備部道路整備課、同南部、北部都市基盤整備事務所、高津区役所保健福祉センター高齢者支援課)

イ 歳入現金の出納事務に携わっている非常勤職員の一部において、区金銭取扱員として任命していなかった事例

(宮前、麻生区役所区民サービス部区民課)

[措置内容]

指摘事項については、任命手続を適正に行うことを周知徹底し、適正に任命手続を行いました。